

議案第77号

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による人事院規則の改正
に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

西脇市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西脇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の右に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。